

<有機溶剤等健康診断(有機溶剤中毒予防規則第29条)>

業務経歴の調査、有機溶剤による健康障害並びに自覚症状、尿検査等を実施します。

半年に1回の健康診断が必要です。

※尿中馬尿酸値を検査する際、イチゴ・スモモ・ウメ・クランベリーなどの安息香酸を多く含む食品や保存料(安息香酸)を食わせた飲料を多量にとると、検査データが高くなる場合があります。

<特定化学物質健康診断(特定化学物質障害予防規則第39条)>

特定の化学物質を取り扱う労働者が対象となる法廷健康診断です。

半年に1回の健康診断が必要です。

<じん肺健康診断(じん肺法)第3条、第7条―第9条の2>

じん肺とは、「粉塵を吸収することにより生じる、肺の繊維増殖性変化を主体とする疾患」です。

【就業時・定期・定期外・離職時】時期によって健康診断の回数は異なります。

<石綿健康診断(石綿障害予防規則第40条～第43条)>

石綿(アスベスト)を取り扱う業務に従事する労働者が対象となります。

半年に1回の健康診断が必要です。

<電離放射線健康診断(電離放射線障害規則第56条)>

放射線業務に従事し、管理区域へ立ち入る労働者が対象になります。

半年に1回の健康診断が必要です。